

## 愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門施設利用の手引

(平成12年 9月 1日作成)

(平成15年 4月 1日修正)

(平成16年 4月19日修正)

(平成22年 4月 5日修正)

(平成27年 4月30日修正)

(平成31年 2月21日修正)

### 1. 利用の目的

愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門（以下「施設」という。）は、P3レベルまでの遺伝子組換え実験及びその他の遺伝子研究とその教育のために利用するものとする。

### 2. 利用の条件

施設を利用する者及び施設を利用して遺伝子組換え実験を行う者は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」及び関係法令、愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程及び愛媛大学学術支援センター施設利用規程を遵守しなければならない。

### 3. 利用時間及び期間

#### (1) 利用時間

月曜日から金曜日の8時30分から19時とし、この時間以外及び休館日の使用は認めない。

#### (2) 休館日

- ① 土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する祝日
  - ② 4月1日から4月5日までの日、8月8日から8月16日までの日及び12月29日から翌年1月7日までの日
  - ③ 愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門長（遺伝子解析部門担当）（以下「部門長」という。）が必要と認めた場合は、臨時に休館又は開館することができる。
- (3) やむを得ぬ理由で指定時間外、または、休館日に使用しなければならない時は、指定時間外の場合は施設管理室に使用の報告をしなければならない。

### 4. 施設実験室の利用

#### (1) 利用の申請

実験室を利用しようとする場合は、当該実験に責任を持つ本学職員が愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門施設利用申請書（別紙様式2）により部門長に申請しなければならない。ただし、P3実験室の利用は愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門P3実験室利用申請書（別紙様式3）により部門長に申請しなければならない。なお、遺伝子組換え実験を行う場合には、愛媛大学遺伝子組換え実験安全管理規程第12条の規定による申請手続を併せて行い、承認を得なければならない。

## (2) 利用の承認

部門長が上記の申請が適当であると認めたときは、申請者に学術支援センター遺伝子解析部門施設利用承認書あるいは学術支援センター遺伝子解析部門P3実験室利用承認書を交付する。同時に、実験室の割当て等の連絡を行い、施設への入退室は、指静脈認証システムによって行う。

(3) 実験に必要な消耗品（試薬、ガラス器具等）は、利用者の負担とする。

(4) 危険物及び毒物・劇物の保管は指定された保管庫で行い、使用後は施錠するとともに使用記録簿を付けなければならない。

(5) 実験に必要な準備、実験後の整理、清掃、使用する試薬、器具等の保管は利用者の責任で行う。

## (6) 実験室使用料

使用料は次のとおりとし、徴収は予算の振替で行う。

### ① 実験室2, 3を使用する場合

ベンチ片側につき5千円 / 半年, 1万円 / 1年

### ② P3実験室を使用する場合

5千円 / 半年, 1万円 / 1年

### ③冷凍庫・冷蔵庫の使用

- ・超低温フリーザーへの保存：1研究室1ラックまで：5千円 / 年
- ・冷蔵庫・冷凍庫：1台当たり5千円 / 1年を利用研究室で等分負担

### ④低温室：

- ・実験台を占有する場合1ヶ月単位で課金する。占有する開始日と終了日を管理室に報告する。7日間以上占有した場合1ヶ月分課金する。

#### ■実験台

200円 / 90cm実験台 / 1ヶ月で課金する。

#### ■棚を持ち込む時は管理者の許可を得ること。サイズによって課金する。

(今入れている棚に対する課金例)

500円 / 棚2台 (合計2100\*450\*2000) / 1ヶ月、

250円 / 棚1台 (900\*450\*1800) / 1ヶ月

報告なく使用し続けた場合は利用を停止し、12ヶ月分を課金する。

## 5. RI 実験室の利用

施設の RI 実験室を利用しようとする場合は、別に定めた愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設放射線障害予防規程及び愛媛大学学術支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設利用の手引を遵守し、定められた使用料を支払わなければならない。

## 6. 動物飼育室の利用

- (1) 動物飼育室は遺伝子組換え実験のための動物飼育に使用することができる。
- (2) 動物飼育室を使用する場合は、愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門動物飼育室利用・計画申請書（別紙様式4）により部門長に申請しなければならない。
- (3) 動物飼育室を使用する場合は、愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門動物実験指針を遵守しなければならない。
- (4) 動物飼育室を使用する研究室は、5千円 / 半年、1万円 / 1年の使用料を払うものとする。

## 7. 実習室の利用

- (1) 実習室は学生その他に対する教育を目的とした実験、実習に使用することができる。
- (2) 実習室を使用する場合は、愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門実習室利用申請書（別紙様式5）により部門長に申請しなければならない。
- (3) 実習室使用の申込みは一ヶ月前からとするが、施設の行事（公開実験教室等）がある場合はこれを優先する。

## 8. セミナー室の利用

- (1) セミナー室はセミナー、講演会等の実験を伴わない会合に使用することができる。
- (2) セミナー室を使用する場合は、共同利用機器予約システムにより申請しなければならない。
- (3) セミナー室使用の申込みは一ヶ月前からとするが、施設の計画（セミナー、公開講座等）がある場合はこれを優先する。

## 9. 施設設備機器の使用

- (1) 取扱いに習熟していない機器を使用する者は、施設教官に説明を受けること。
- (2) 使用者は機器ごとに定める利用心得を守ること。
- (3) 共同利用機器予約システムに登録されている機器を使用する場合は、事前に予約システムにより予約を行い、使用の都度、使用記録簿に必要事項を記入すること。予約者と非予約者の使用が重複した場合は、予約者の優先とする。
- (4) 使用者は機器に不調の箇所がある場合は、直ちに施設教官に連絡すること。不調のままで使用してはならない。
- (5) 使用者の不注意によって機器を損傷した場合、あるいは不調にした場合は、修理費等は使用者の負担とする。

- (6) 機器利用に伴う消耗品は、使用者の負担とする。ただし、DNA シーケンサー(ABI)の試薬類は施設で用意する。
- (7) DNA シーケンサーの試薬類は、機器使用登録料（後述）とは別に消耗品費を請求することがある。
- (8) DNA シーケンサーの使用料は 400 円 / サンプルとする。（サンプル調製のための試薬は自己負担）
- (9) アミノ酸分析の使用料は、2300 円/サンプルとする。その他利用者のサンプル分析にかかる料金（バイアル等）が発生した場合は別途請求する。
- (10) 研究室単位で所定の様式（別紙様式 6）により機器使用の登録を行うことができる。  
機器使用登録料は 5 千円 / 年度とする。  
機器使用登録を行った研究室の構成員である施設の利用者は、その年度内は施設のいずれの機器も使用することができる。
- (11) DNA シーケンサーおよび、アミノ酸分析装置を受託解析依頼した場合は、1 サンプルあたりの使用料金と別途、(10)の機器使用登録料 5000 円/年度を請求する。

#### 1 0. 持込み機器

- (1) 利用者が施設に持ち込む機器類は必要最小限のものとし、あらかじめ愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門機器搬入申請書（別紙様式 7）により部門長の承認を得なければならない。
- (2) 持込み機器には、利用責任者の氏名、所属、連絡先及び電話番号を明記しておかなければならない。
- (3) 機器持ち込みの際は、設置場所、使用条件等について施設教官の指示を守らなければならない。

#### 1 1. 環境管理

- (1) 利用者は、施設を使用する場合の安全確保・汚染防止の責任が、利用者自身にあることを常に認識し、実験室での安全確保・汚染防止に努めなければならない。  
利用者は実験室の整理整頓に常に留意しなければならない。実験室の汚れが著しい場合には、一定期間の利用停止を求めることがある。
- (2) 組換え DNA 及びそれを含む試料を廃棄する場合は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 1 5 年法律第 9 7 号)」及び関係法令に従って、適切に処理しなければならない。  
可燃物、空き缶類、ガラス類、プラスチック類、段ボール類等分別して廃棄すること。  
有機廃液、重金属廃液、毒物等は施設所定の容器に廃棄すること。  
マイクロチューブは内容物を適切に処理した後、洗浄、乾燥後ビニール袋に入れて廃棄すること。  
利用者は、施設が行う廃棄物の搬出に協力しなければならない。

## 1 2. 利用の終了・中止

利用責任者は、施設の利用を終了・中止したときは、速やかに愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門利用終了・中止報告書（別紙様式8）を提出しなければならない。

## 1 3. 利用上の問題の処理

- (1) 利用者が施設利用に当たって、不便を感じたり問題点が生じたりした場合には、施設教官を通じて部門長に申し出るものとする。
- (2) 部門長は、必要に応じて専門委員会での審議の上、改善を図るものとする。
- (3) 利用者が定められた規則を守らないで、施設教官の注意にも関わらず改善されない場合は、部門長は専門委員会に諮った上、その利用者の施設利用を禁止することができる。

## 1 4. 研究成果発表の報告

施設の利用者は、施設利用によって得られた研究成果を発表した場合には愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門研究成果発表報告書（別紙様式9-1～9-3）を部門長に提出しなければならない。また、施設利用によって得られた研究成果を使って論文を作成する場合には、その旨を論文中に明記しなければならない。

## 1 5. 施設は全館禁煙とする。

## 1 6. 申請書等は下記に提出すること。

提出先：愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門管理室

TEL：089-946-9757（内）360

FAX：089-946-9917

E-mail：dramem31@agr.ehime-u.ac.jp

## 1 7. 事故等のため緊急の事態が発生したときは、速やかに管理室に連絡しなければならない。

ただし、管理室職員が不在の場合には、下記に連絡しなければならない。

センター教官（TEL：089-946-9917（内）411）

センター教官（TEL：089-946-9968（内）508）

部門長（TEL：089-946-9863（内）341）